

中能登町電子納品実施要綱

令和4年12月8日

告示第89号

(趣旨)

第1条 建設業の働き方改革を推進するため、工事書類の作成負担軽減及びペーパーレス化を目的として電子納品実施要綱を定める。

(対象工事)

第2条 本要綱の対象工事は予定価格500万円以上の工事及び建設工事にかかる業務委託のうち、特記仕様書に電子納品を適用する旨を明記したものとする。

(取組内容)

第3条 取組内容については、別途「中能登町電子納品の手引き」を定めることとする。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。